

令和7年度岡山県生産性向上・職場環境整備等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 令和7年度岡山県生産性向上・職場環境整備等事業補助金（以下「補助金」という。）については、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業実施要綱」（令和7年4月1日付け医政発0401第5号厚生労働省医政局長通知。以下「国の実施要綱」という。）、「令和7年度（令和6年度からの繰越分）医療施設等経営強化緊急支援事業費補助金交付要綱」（令和7年5月2日付け厚生労働省発医政0502第8号厚生労働事務次官通知。）及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本事業は、医療機関における人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備に要する費用を支援することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 岡山県内に所在し、令和7年3月31日時点で中四国厚生局岡山事務所にベースアップ評価料を届け出ている病院、有床診療所（医科・歯科）、無床診療所（医科・歯科）及び訪問看護ステーション（以下「対象施設」という。）の開設者であること。

(2) 雇用保険の適用事業主であること。

(3) 県税に未納がないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付申請ができないものとする。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者。

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者。

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、補助金の交付の対象となる事業として、別表1の第1欄に定めた事業（以下「補助対象事業」という。）のいずれか（複数可）を実施するために、令和6年4月1日から令和7年12月31日までの間に支出した、別表1の第2欄に定める経費（複数可）とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業のうち、ICT機器等の導入による業務効率化事業のみを実施する場合は、令和6年4月1日から令和8年1月31日までの間に支出した経費を補助対象とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表2の第1欄に定める対象施設ごとに、同表の第2欄に定める基準額と、補助対象経費の実支出額の合計を比較し、少ない方の額とする。

2 前項の規定において算出された合計額に1,000円未満の端数があるときは、それを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助事業者は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、令和7年8月29日までに、補助金申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第7条 規則第7条に基づく補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、規則第8条第1項の規定に基づき補助金の交付の申請を取り下げるときは、令和8年1月30日までに、補助金交付申請取下届出書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(変更承認申請)

第9条 規則第10条に基づく交付申請の内容等の変更の承認申請は、補助金変更承認申請書(様式第4号)によるものとする。

2 規則第10条に定める軽易な変更は、交付決定額の20パーセント以内の減額をいう。

(変更の承認)

第10条 知事は、補助金変更承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業の変更を承認し、補助金変更承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業中止承認申請)

第11条 規則第10条に基づく事業の中止の承認申請は、補助事業中止承認申請書(様式第6号)によるものとする。

(事業中止の承認)

第12条 知事は、補助事業中止承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助事業の中止を承認し、補助事業中止承認通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(現地調査等)

第13条 知事は必要に応じて医療関係者の勤務状況、業務内容、関係書類や経営状況等について補助事業者に報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(実績報告)

第14条 規則第13条に基づく実績の報告は、実績報告書(様式第8号)及び添付書類(様式第9号)によるものとし、令和8年1月30日までに、知事に提出しなければならない。

2 第4条第2項に基づき、I C T機器等の導入による業務効率化事業のみを実施した場合は、前項の規定にかかわらず、令和8年2月13日を提出期限とする。

(補助金の額の確定)

第15条 規則第14条に基づく補助金の額の確定の通知は、補助金確定通知書(様式第10号)により行うものとする。

(補助金の請求)

第16条 補助金対象者は、補助金の額の確定の通知を受けた場合において、補助金を請求するときは、速やかに補助金請求書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の支払)

第17条 規則第15条に基づく補助金の支払いは、原則、精算払によるものとする。

(交付決定の取消)

第18条 知事は、補助事業者が法令、条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第19条 補助事業者は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金の交付を受けていた場合は、取り消しの通知があった日から起算して30日以内に知事に返還しなければならない。

(関係書類の保存)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について、収支等が明確になる書類を整備し、当該事業を実施した年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しなければならない。

(財産の管理及び処分)

第21条 補助事業者は、補助事業により取得し又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

(財産の処分の制限)

第22条 規則第20条に定める処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産とし、処分を制限する期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年厚生労働省告示第384号)に準じるものとする。

2 規則第20条に規定する知事の承認を受けようとするときは、様式第13号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

3 知事は、規則第20条の規定に基づいて財産の処分を承認した場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行する。

別表1（第4条関係）

(第1欄) 補助金の交付対象となる事業	(第2欄) 補助対象経費
I C T機器等の導入による業務効率化	タブレット端末、離床センサー、インカム、WE B会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備の導入に係る経費
タスクシフト／シェアによる業務効率化	医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアに係る経費
給付金を活用した更なる賃上げ	処遇改善を目的とした、既に雇用している職員の賃金改善 1) ベースアップ評価料の届出に係る賃上げとは別に、新たに実施する賃上げの財源に充当する経費 2) ベースアップ評価料の届出に係る賃上げの財源として当該評価料収入の不足分に充当する経費

別表2（第5条関係）

(第1欄) 対象施設	(第2欄) 基準額
病院、有床診療所（5床以上）	許可病床数×4万円
有床診療所（4床以下）	1施設×18万円
無床診療所	1施設×18万円
訪問看護ステーション	1施設×18万円